

広島県水道広域連合企業団管理規程第34号

広島県水道広域連合企業団特別職の期末手当等に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団特別職の期末手当等に関する規程

広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第16号）第3条第3項第6号に規定する企業長が別に定める額は、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に、給料の月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額）とする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。